

- ①～② 市道高麗本通線の中心線とその延長を境とする
 - ②～③ 市道加治屋町1号線の中心線とその延長を境とする
 - ③～④ 地番加治屋町1-26、1-27と1-28の境界線とその延長を境とする
 - ④～⑤ 地番加治屋町1-20、1-22、1-25と1-28の境界線を境とする
 - ⑤～⑥ 地番加治屋町1-19、1-43と1-28の境界線とその延長を境とする
 - ⑥～⑦ 市道加治屋町1号線の中心線を境とする
 - ⑦～⑧ 地番加治屋町1-45、1-30と1-46、1-47の境界線とその延長を境とする
 - ⑧～⑨ 地番加治屋町1-14、1-15と1-47の境界線を境とする
 - ⑨～⑩ 地番加治屋町1-51、1-31と1-47、1-46の境界線とその延長を境とする
 - ⑩～⑪ 市道加治屋町1号線の中心線とその延長を境とする
 - ⑪～⑫ 市道緑地帯3号線の中心線とその延長を境とする
 - ⑫～① 県道21号鹿兒島中央停車場線の中心線とその延長を境とする
- 施行区域

